

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
中央技術株式会社	水戸市渡里町3082	9-720255

2 指名停止措置期間 令和2年4月24日～令和2年5月23日（1か月間）

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する物品の購入及び役務の提供

4 事実概要

中央技術（株）及びその元代表取締役は、令和2年3月19日、法人税法違反等により水戸地方裁判所からそれぞれ罰金刑、懲役刑（執行猶予）の判決を受けた。

5 指名停止理由

中央技術（株）及びその元代表取締役が、法人税法違反等により罰金刑、懲役刑の判決を受けたことは、「常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領」（平成19年常陸太田市告示第71号の2。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第9第1号に該当する。

<指名停止措置要領別表>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 (1) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等の契約の相手方として不適当と認められるとき。 (2) 略	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294-72-3111